

新型コロナウイルス感染防止対策の協力をお願い



- マスクの着用、検温、手指消毒と筆記用具の持参にご協力ください。また、来場者が混み合う場合は受付の調整を行うことがあります。
- 収支内訳など、あらかじめ集計してお越しいただくと、相談時間が短縮できます。
- e-Taxを利用すると、ご自宅のパソコンやスマートフォンで確定申告書の作成や提出ができます。詳細は国税庁ホームページをご覧ください。

問 税務課(西有家庁舎)

☎ 73-6642

- 税務署職員による出張相談(5日間)を行います。9ページをご覧ください。

申告書の提出にはマイナンバーの記載が必要です

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、申告書の提出には、下記が必要になります。

マイナンバーの記載

+

本人確認書類の提示または写しの添付

※扶養親族などがある人は、当該扶養親族などのマイナンバーの記載が必要です。

島原税務署からのお知らせ 令和4年分確定申告について

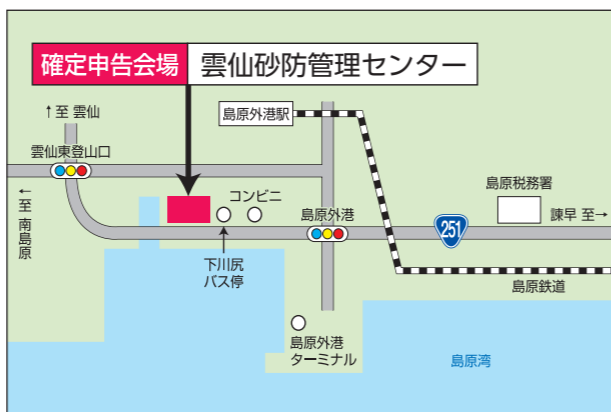
2月16日(木)～3月15日(水)

午前9時～午後4時 ※土日祝日を除く

☒ 雲仙砂防管理センター(旧雲仙復興事務所)

島原市南下川尻町7番4号

※申告・納期限とは異なりますので、ご注意ください。



確定申告会場では、スマートフォンをお持ちの人は原則として、ご自身のスマートフォンにより、申告書の作成を行っていただきます。

- マイナンバーカード方式によりスマホ申告を行う場合には、マイナンバーカードおよびマイナンバーカードの暗証番号(署名用:英数字6～16桁、利用者証明用:数字4桁)が必要となります。
- 事前にマイナポータルアプリをインストールしていただく必要があります。
- マイナンバーカードをお持ちでない人は、ID・パスワード方式でスマホ申告を行います。
- 確定申告会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。
- 入場整理券の配付状況に応じて、早めに受付を終了し、後日の来場をお願いする場合があります。
- 入場整理券は、「国税庁LINE公式アカウント」を友だち追加することで、LINEを通じてオンライン事前発行が可能です。



国税庁 LINE 公式アカウント
アカウント名: 国税庁
ID: @kokuzei

LINEアプリの「友達追加」またはQRコードで簡単登録



LINE QRコード

● 3月16日(木)以降について

- ・事前予約により島原税務署で申告相談を行います。
- ・雲仙砂防管理センターでは確定申告の相談は行いませんのでご注意ください。
- ・申告相談を希望する人は、島原税務署個人課税第一部門(☎0957-62-3282)にご連絡ください。

確定申告

所得税・市県民税の申告

2月16日(木)～3月15日(水)

所得税の確定申告・市県民税(兼国民健康保険税)の申告をお忘れなく!

今年も所得税の確定申告、市県民税(兼国民健康保険税)の申告時期が近づいてきました。

8・9ページの日程で、申告・相談の受付を行います。やむを得ない場合を除き、指定日時での申告をお願いします。

市県民税の申告が必要な人

原則として、令和5年1月1日現在で南島原市に住所がある人は、下記の①～③に該当する人を除き申告が必要です。

国民健康保険加入世帯においては保険税軽減判定のため、また所得証明書など公的証明書の発行のためには申告が必要ですので、**収入がない場合も必ず**申告を行ってください。

※給与所得者で給与以外の所得(個人年金など)が20万円以下で所得税の確定申告が不要な人でも、**市県民税の申告は必要**です。

- 1 税務署へ確定申告をした人
- 2 前年中の所得が給与のみで、年末調整が済んでいる人
- 3 前年中の所得が公的年金のみの人

※②・③の該当者であっても、雑損控除・医療費控除などの控除を受ける場合には、所得税の確定申告が必要です。



申告に必要なもの

- 1 税務署より送付された「お知らせハガキ」または「お知らせ通知書」(通知が届いた人のみ)
- 2 源泉徴収票原本(給与や年金収入のある人)
- 3 収入、支出が明らかになる帳簿、領収書など所得算定に必要と思われる書類
- 4 生命保険の満期返戻金や個人年金、配当などがある人は、支払調書など
- 5 控除を受ける国民年金保険料支払証明書、生命・地震保険料の控除証明書
- 6 寄附金控除を受ける場合は、寄附したことが確認できる書類
- 7 金融機関預金通帳(還付時の口座確認のため)
- 8 申告者本人の個人番号カードまたは通知カードおよび申告者本人の本人確認書類
- 9 医療費控除を受ける場合は、「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、医療費の領収書の添付または提示は必要ありません。ただし、明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限などから5年間、領収書はご自宅などで保管してください。

ふるさと納税ワンストップ特例制度について

確定申告などを行ったり、6団体以上の地方公共団体に寄附を行うと、特例の適用はなくなります。確定申告をする場合は、ふるさと納税に関する申告もお忘れのないようご注意ください。